

第10回北極海航路に係る産学官連携協議会

北極海航路を取り巻く国際法

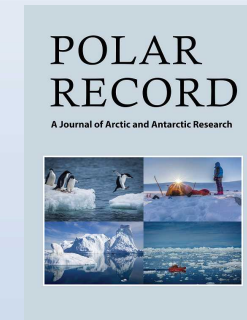
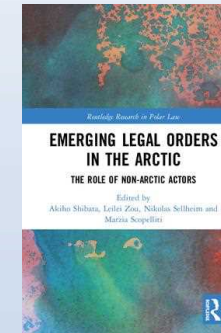
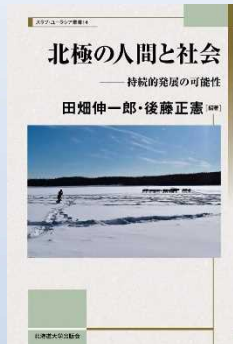
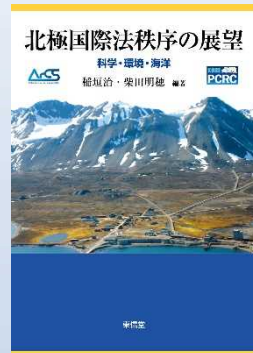
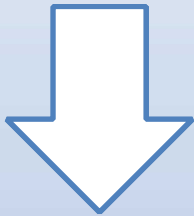
神戸大学極域協力研究センター・柴田明穂(国際法)

国立極地研究所・西本健太郎(国際法)



北極に関する国際法：研究の概要2015～

文部科学省ArCSプロジェクト(2015-20)の下での北極国際法政策研究とその成果



文部科学省ArCS IIプロジェクト(2020-25)の下での研究の加速化：戦略目標4の下に「国際法制度研究課題」の設置

- サブ課題① 北極科学協力に関する国際法や組織の研究（柴田）
- サブ課題② 北極の海の持続的利用に関する国際法（西本）
- サブ課題③ 先住民族の権利及び持続可能な発展に関する国際法（中京大学教授・小坂田裕子）

北極に関する国際法:研究成果その1

北極は「無法地帯ではない」：一般的な国際法による規律

- ・ 1945年 国際連合憲章:領土保全原則、武力不行使原則
- ・ 1963年 部分的核実験禁止条約
- ・ 1966年 国際人権規約:普遍的な人権の国際的保障
- ・ 1971年 湿地の保全に関するラムサール条約
- ・ 1982年 国連海洋法条約:海の憲法
- ・ 1989年 先住民族に関するILO条約
- ・ 1992年 生物多様性条約
- ・ 1994年 世界貿易機関設立協定
- ・ 2013年 水銀に関する水俣条約
- ・ 2015年 気候変動に関するパリ協定

etc



2015年に公表された我が国の北極政策:「引き続き法の支配に基づいた対応が確保されること」

北極に関する国際法:研究成果その2

北極国際法のブーム:2010年代

北極テイラーメイドの国際法規範の発展

- ・ 1920年 スピッツベルゲン条約:スバルバール諸島の領有権
- ・ 1973年 ホッキョクグマ保存条約
- ～空白期間～
- ・ 2011年 北極搜索救助協定:北極評議会(AC)で交渉
- ・ 2013年 北極海油濁準備対応協力協定:AC交渉
- ・ 2015年 ホッキョクグマ保全条約アクションプラン:A5協定
- ・ 2017年 極海コード(Polar Code) 発効:IMO規則
- ・ 2017年 北極科学協力協定:AC協定
- ・ 2018年 中央北極海公海無規制漁業防止協定:A5+5協定



我が国の北極政策:「国際的なルール策定に適切に関与」

北極に関する国際法:分析その1

国際法の役割①

国際的な対立・競争関係においても最低限守るべきルールを設定

「基底的」な国際法:

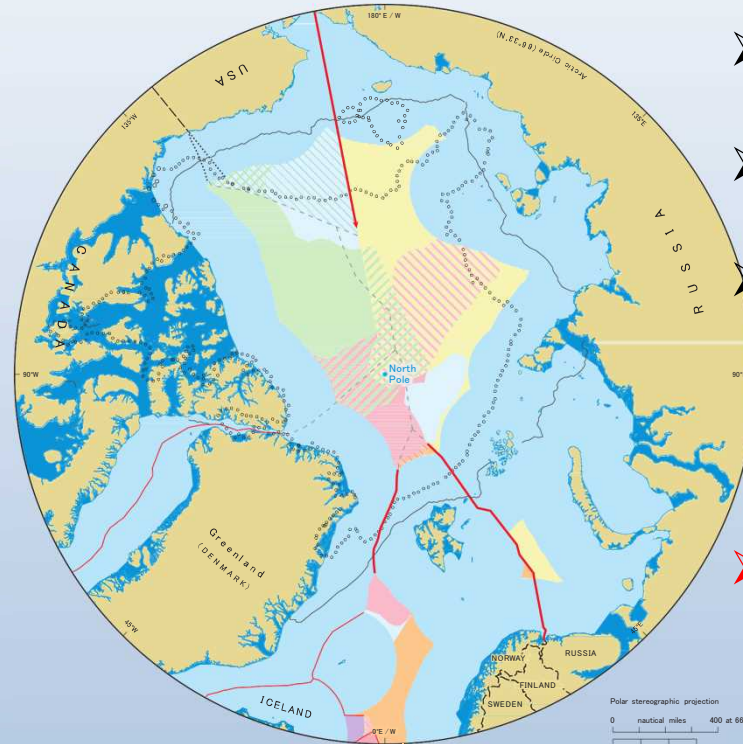
- ① 領土保全の原則 ② 武力不行使原則 ③紛争の平和的解決原則
 - ④ 国際海洋法が定める沿岸国と海洋利用国の基本的な権利義務
- ④につき「解釈」の相違があっても、①②を守り③にて交渉を続けている状態は、国際法によって国際関係が規律されている証拠

→ 北極圏国も中国などの非北極圏国も、上記の基底的な国際法を北極圏における諸活動の法的指針とすることを宣明している。

- 2008年 A5によるイルリサット宣言
 - 2009年 ACTロムソ閣僚宣言
 - 2013年 ACオブザーバー加盟時の条件と中国・日本・インドなどの受諾
 - 2015年 日本の北極政策、2018年 中国の北極白書など
- 関係国は実際にも上記の法的指針に沿って北極圏において行動している。
- 2010年 ロシア・ノルウェーバレンツ海境界画定協定
 - 2001～2018年 A4が北極海底延伸大陸棚をUNCLOSに従い申請
 - 2015～2017年 A5は公海漁業利害関係国に開かれた中央北極海漁業協定を交渉し、A5+5の全会一致で妥結

Status of Arctic waters beyond 200 nautical miles from shore

- ✓ 北極海沖合の石油・ガス開発はほとんどが沿岸国大陸棚で行われることが予想される。
- ✓ 国連海洋法条約は、二百海里を越える海底でも一定の地質的・地理的条件を満たす場合には、沿岸国の申請に基づき、国連の専門委員会の勧告に沿った「延伸大陸棚」を認める。



- Norway continental shelf beyond 200 M (approved by CLCS)
- Russia claimed continental shelf beyond 200 M (under review by CLCS)
- Canada claimed continental shelf beyond 200 M (under review by CLCS)
- Potential USA continental shelf beyond 200 M
- Denmark claimed continental shelf beyond 200 M (under review by CLCS)
- Iceland continental shelf beyond 200 M (approved by CLCS)

- 国連海洋法条約に従った延伸大陸棚の申請
- 国連の専門委員会の勧告を待っている現状
- 重複海域については、交渉と合意による

➤ 北極海底資源の争奪戦は起こっていない!

ノルウェー2006申請、2009勧告済み

アイスランド2009申請、2016勧告済み

ロシア2001, 2015申請、審査中
デンマーク2014申請、審査中
カナダ2019申請、審査中
米国の予想される主張

北極に関する国際法:分析その2

国際法の役割②

国際的な協力が必要な分野でより積極的な対応を促すルール

「協力の国際法」:

- 複数関係国の共通課題解決にとって不可欠
- しかし、課題の共有と解決への意欲の一致がないと進まない

1996年以降の北極評議会(AC)での規範的文書の作成や、2010年代の北極国際法ブームは、北極に関する協力の国際法の発展であった。

➤ **ACを中心とした北極国際協力の規範化・組織化の深化**

→ソフト・ローを多用し、対話の場としてのACの強化

➤ **規制的な一般環境・海事条約の活用**

→地域条約よりも一般条約の実施により
対応。水銀、POPs、極海コード

➤ **非北極国を巻き込んだ地域的な国際法形成の促進**

→北極科学協力協定 (ACの下)

→ブラックカーボン対策 (AC内)

→中央北極海公海無規制漁業防止協定(AC外)



北極に関する国際法の基本的考え方：まとめ

- 北極は国際環境法、国際人権法、国際海洋法などの既存の一般的な国際法に規律されており、関係諸国もこれら国際法に従って行動している。
- 2010年代の北極国際法のブームは、北極国際協力の深化の成果。この北極国際法秩序を基礎づける基本的な考え方は以下の3点：
 - ① 地球温暖化の北極域への影響を認めそれを国際法形成の原動力にしていること
 - ② 北極域の自然環境、人間、社会制度を一体として捉えて国際法形成を行っていること
 - ③ 北極圏国とそこに住む先住民族/地域住民の特別の責任と利益を認めた上で、課題毎に他の利害関係国を取り込んで国際法形成を行っていること



我が国の北極政策も我が国企業の経済活動も、この基本的考え方をベースに遂行・実施すべき。

北極に関する国際法：将来展望

国際関係論的には：

- 短期的には、トランプ米政権の出方注視
- 中期的には、中国の北極関与の実態と欧米vsロシアの展開を注視

国際法的には：

- 国際法に基づく権利義務関係は、国際関係が変化(悪化)しても変わらない。対立・競争が激しい時こそ、国際法の再確認が重要。
- 「基底的な国際法」である国際海洋法が、北極の海でも適正に適用・実施されることを、日本を含む利害関係国がしっかりフォローする。
- 北極における協力の国際法の更なる発展は、しばらくは期待できないかもしれない。しかし、北極国際法ブーム時に成立した北極協力の国際法を、大事に育てて行く必要。

cf. 北極科学協力協定の締約国会合への対応

中央北極海公海無規制漁業防止協定の早期発効

AC北極海洋生態系管理に関する指針(2019)第2回国際会議

AC北極海洋協力に関するSAOメカニズムへの貢献

1 沿岸国の規制権と他国の通航権

「氷に覆われた海域」における沿岸国の規制権（国連海洋法条約第234条）

- 沿岸国の現行法上の規制が、条約上正当化できるかについて、国際法の観点からはなお議論あり
- 沿岸国との協力を前提としない利用が想定できない限り、実務的には議論の実益なし
- ただし、国際法上、権利主張の「黙認」とならないかは問題
- 長期的には、234条の適用条件「特に厳しい気象条件及び年間の大部分の期間当該水域を覆う氷の存在が航行に障害又は特別の危険をもたらし・・・」の充足も問題

2 国際的枠組みによる環境規制

北極海航路に適用される規制

- IMOにおけるHFO規制など

全世界的に適用される規制による影響

- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用(BBNJ)に関する新協定(交渉中)
- 海洋保護区・環境影響評価(EIA)に関する新たな国際的な枠組みを議論、具体的な内容は未定
- 北極海の公海部分にも適用され、海洋保護区の設置等の動きに繋がりをもの
- 水中騒音等の新たなアジェンダの加速化の可能性



ありがとうございました。

「北極をめぐる科学と国際動向に関する研究会」を発足します。
ご関心がある方は、下記まで。

kobe_arctic_research@diamond.kobe-u.ac.jp